

ID: 163

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	高根沢町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例 第4条第1項		
例規番号	昭和58年条例第20号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第4条及び第5条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 施設を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 (使用の制限)</p> <p>第5条 町長は、施設の使用について、次の各号の一に該当すると認めるときは、その使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 第1条の設置の目的に反するものと認めるとき。 (3) 管理上支障があると認めるとき。 (4) その他町長が適当でないと認めるとき。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日